破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２０年（フ）第９６１７号
大阪府守口市佐太中町２丁目７番27―1014号
破産者　生田　　收
1　破産債権の届出期間　平成21年８月24日まで
2　一般調査期日　平成21年10月８日午後３時30分
平成21年７月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２６３号
神戸市垂水区五色山６丁目２番22―305号
破産者　戸塚　祥二
1　破産債権の届出期間　平成21年８月24日まで
2　一般調査期日　平成21年10月26日午後４時
平成21年７月23日
大阪地方裁判所第６民事部

破産管財人変更及び債権者集会招集の期日

平成１９年（フ）第６５１号
北海道茅部郡鹿部町字鹿部116番地
破産者　株式会社佐藤産業
1　破産管財人　大巻　忠一が辞任したので、次の者を破産管財人に選任する。
新破産管財人　弁護士　平井　克宗
2　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月22日午前10時30分
平成21年７月17日　　函館地方裁判所民事部

債権者集会招集

平成１８年（フ）第３６２号
長崎県佐世保市三浦町１番13号
破産者　有限会社安永美容院
1　期日　平成21年10月２日午後１時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年７月23日
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成１９年（フ）第６３２号
徳島県美馬市脇町字梨子ノ木353番地の５
破産者　株式会社美誠
1　期日　平成21年11月９日午前10時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年７月22日　　徳島地方裁判所民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第６７号
北海道白老郡白老町東町５丁目５番21号
破産者　沼端　勝利
異議申述期間　平成21年８月24日まで
平成21年７月23日
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

特別清算開始

平成２１年（ヒ）第３０２７号
大阪市中央区農人橋１丁目１番22号、登記簿上の本店所在地大阪市浪速区日本橋東３丁目16番11号
清算株式会社　株式会社エフエイチエヌ
代表清算人　糸藤　夏樹
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第２０６０号
東京都台東区台東２丁目５番１号
清算株式会社　株式会社Ｂ－Ｅｍｏｔｉｏｎ
1　決定年月日　平成21年７月22日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２０年（ヒ）第３０２４号
大阪市中央区平野町３丁目３番５号
清算株式会社　株式会社メディット総合研究所
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

監 督 命 令

平成２１年（再）第２号
旭川市永山町11丁目63番地の１
再生債務者　株式会社藤六食品
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　北海道旭川市東４条４丁目２番７号　中村元弥法律事務所　弁護士　中村　元弥
平成21年７月17日　　旭川地方裁判所民事部

平成２１年（再）第１号
長野県松本市野溝木工１丁目２番10号
再生債務者　高崎建設工業株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　長野県松本市清水２－８―52　原山邦章税務法律事務所　弁護士　原山　邦章
平成21年７月22日　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（再）第１２号
北九州市戸畑区福柳木２丁目10番12号
再生債務者　安田　良昭
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　北九州市小倉北区田町14―28ロイヤービル６階ひびき法律事務所　弁護士　山上　知裕
平成21年７月17日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

再生手続開始

平成２１年（再）第４号
広島市南区東本浦町10番12号
再生債務者　株式会社工務
1　決定年月日時　平成21年７月21日午前11時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年８月18日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成21年９月15日から平成21年９月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第１号
千葉県山武市井之内2782番地の２
再生債務者　有限会社エヌワイ工業
1　決議に付する計画案　平成21年７月７日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成21年８月31日午後４時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成21年８月24日まで
平成21年７月16日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再）第１号
山口県熊毛郡田布施町大字麻郷字藤尾416番地の５
再生債務者　河内板金工業株式会社
1　決議に付する再生計画案　平成21年６月２日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成21年９月８日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　議決権確定の基準日　平成21年８月31日
平成21年７月16日　山口地方裁判所岩国支部

再生計画認可

平成２０年（再）第４号
茨城県筑西市下川島336番地の１
再生債務者　富士建材株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成21年７月21日　水戸地方裁判所下妻支部

平成２０年（再）第６５号
大阪市西区西本町１丁目２番１号
再生債務者　丸栄建設株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成21年７月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（再）第１号
山口県下関市大字田倉597番地の１
再生債務者　株式会社溝田組
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成21年６月23日　山口地方裁判所下関支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２１年（再イ）第６８号
埼玉県さいたま市緑区大字三室84番地２
再生債務者　金澤　和明
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年８月12日まで
4　一般異議申述期間　平成21年８月26日から平成21年９月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部